



# こんにちは、岡田よしひでです

2022年11月13日発行  
県議会活動報告ニュース  
NO.145

自宅 南国市浜改田 430-1  
TEL/FAX 865-2932  
携帯 090-4337-4527

岡田よしひで事務所 864-2426 南国市駅前町 2-5-11 県議会共産党控室 823-9524 高知市丸ノ内 1-2-20

## 統一協会関係の相談窓口が 14日から変わります

政府の関係省庁連絡会議が開いていた相談窓口（相談は11日まで）には、7日現在3726件の相談が寄せられています。

この窓口が、14日（月）から法テラスに設置されます。「靈感商法等対応ダイヤル」で電話は0120-1005931です。悩みを抱えている、被害にあったという方は、まずは電話してください。

## 政府・自民は問題の徹底調査を

統一協会と自民党中枢との関係は根深



能間工区ですすむ基盤整備事業  
ハウス園芸団地が予定されています

いものがあります。様々な資料によって安倍家3代の岸信介氏、安倍晋太郎氏、安倍晋三氏が統一協会の開祖である文鮮明と直接、密接な関係を持っていたことが裏付けられています。ことによれば憲法や国の主権にも関わる問題です。自民党と政府は、個々の政治家まかせの調査ではなく、統一教会と政治家、政権とのゆ着について徹底調査する必要があります。

共同通信社が全県議に対して実施する統一協会に関するアンケート（10日締め切り）に答えました。統一教会との関係について、選挙支援を受けたことはあるか、「推薦確認書」（政策協定）の有無は、条例制定等で働きかけを受けたことはないか、統一教会または友好団体等の行事や会合に出席またはメッセージや祝電を送ったことはないか、などの質問については、すべて「ない」と答えました。

政府は宗教法人法に基づく質問権を行使し、統一協会を調査することになりました。政府は解散命令を請求すべきだと思いか、との問いには「するべきだ」と答えました。理由を記入、ということでしたので次の通り答えました。

宗教法人法の質問権を行使しても、統一協会がまともに答えるとは考えにくく

質問権を行使し続けるのは時間の無駄になる可能性があります。政府は、宗教法人法の解散命令請求の要件である「法令違反」に関し、刑事事件に限って「法令違反」を改め、民法の「不法行為」「使用者責任」も対象に加えました。

全国靈感商法対策弁護士会（全国弁連）によると、これまでに教団の法的責任を認めた判決は少なくとも29件に上るといい、「組織的不法行為」も含まれます。こうした判例からも、すでに解散命令請求の要件は揃っていると考えます。

被害の拡大を防ぐためにも、政府はすみやかに解散命令を請求すべきです。

## おむすび通信 (145)

杉本すじめ市議と一緒に植野で県政・市政報告会をおこないました。また、稲生の小久保で土居あつお市議と一緒に県政・市政報告会をおこないました。皆さんと和やかに懇談し、貴重なご意見をいただきました。



植野公民館